

2027年
令和9年

消費生活カレンダー

だまされません
悪質商法

本当に
「自分だけは、
大丈夫？」



その話
「うますぎませんか？」

岐阜県県民生活相談センター

～みなさまと県をつなぐ窓口です。お気軽にご相談ください～

- 相談日時 月曜～金曜(祝日・年末年始を除く)8:30～17:00
- 相談方法 面談(要予約)・電話のほか、郵便、FAX、WEBによる受け付け
- 相談は無料、秘密は厳守します。

消費生活相談

各市町村と県に相談窓口があります。
県では、毎週土曜日(年末年始・祝日・会館休館日を除く)
も電話相談のみ受け付けます。受付時間9:00～17:00

★こんなときに…

- 訪問販売で買った商品を解約したい。
- 身に覚えのない請求メール・ハガキが届いた。
- カードローンや借金が苦しくて支払えない。

商品やサービスなど契約に関する相談に応じます。
悪質商法の対処方法などを分かりやすく学べる出前講座
や、啓発DVDの貸出もご利用ください。

TEL 058-277-1003
FAX 058-277-1005

県内の消費生活相談窓口

※各相談窓口により相談日時が異なりますので、
お尋ねください。

- 可茂県事務所 ☎0574-25-3111
- 飛騨県事務所 ☎0577-33-1111

下記2か所で予約制の面談を実施しています。
事前にご予約ください。

- 西濃総合庁舎
予約先:県民生活相談センター ☎058-277-1003
- 中濃総合庁舎
予約先:可茂県事務所 ☎0574-25-3111



県民相談

★こんなときに…

県の行政に関する相談や、
日常生活の悩み事、困りごとについて
相談に応じます。
どこへ相談したらよいか分からない方は、
まず、こちらの窓口へおたずねください。

TEL 058-277-1001
FAX 058-277-1005

無料法律相談

県弁護士会所属の弁護士が
ご相談に応じます。

面接での相談です。
面接日を確認の上、上記電話番号
に2日前までにご予約ください。

毎月2回
(原則第1・3水曜日)
相談時間 13:00～



交通事故相談



★こんなときに…

- 過失割合はどう決めるの？
- 損害賠償の額はこれでいいのかな？
- 相手方との話し合いができない。

交通事故担当の相談員が様々な問題の相談に応じます。
また、必要に応じて関係機関をご紹介します。

TEL 058-277-1001
FAX 058-277-1005

交通事故巡回相談 10:00～15:00

完全予約制です。
相談日を確認の上、前日までに上記電話番号にご予約
ください。

- 可茂総合庁舎 毎月第2金曜日
- 飛騨総合庁舎 毎月第4水曜日
- 多治見市役所 毎月第1木曜日 ※祝日の場合は第2木曜日
(多治見市日ノ出町2-15 0572-22-1111)

2026(令和8年) 11月 霜月(しもつき)

日	月	火	水	木	金	土
1 赤口	2 先勝	3 文化の日 友引	4 先負	5 仏滅	6 大安	7 赤口
8 先勝	9 仏滅	10 大安	11 赤口	12 先勝	13 友引	14 先負
15 仏滅	16 大安	17 赤口	18 先勝	19 友引	20 先負	21 仏滅
22 大安	23 勤労感謝の日 赤口	24 先勝	25 友引	26 先負	27 仏滅	28 大安
29 赤口	30 先勝	1	2	3	4	5

2026(令和8年) 12月 師走(しわす)

日	月	火	水	木	金	土
29	30	1 友引	2 先負	3 仏滅	4 大安	5 赤口
6 先勝	7 友引	8 先負	9 大安	10 赤口	11 先勝	12 友引
13 先負	14 仏滅	15 大安	16 赤口	17 先勝	18 友引	19 先負
20 仏滅	21 大安	22 赤口	23 先勝	24 友引	25 先負	26 仏滅
27 大安	28 赤口	29 先勝	30 友引	31 先負	1	2

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ ☎188(いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター 058-277-1003 岐阜県

「還付金詐欺」にご注意！

事例

市役所の職員を名乗る男性から電話があり、「健康保険料の還付金が約4万円ある」と言われ、手続きを進めることになった。その後、返金先口座のある金融機関を装った連絡が入り、暗証番号を尋ねられた。伝えることに抵抗はあったが、「キャッシュカードや通帳はご本人が管理しているので問題ない」と説明され、つい教えてしまった。心配になって後日その金融機関に問い合わせたところ、本人の知らないうちにインターネットバンキングの申し込みがされていたことが分かった。

Point

- 「還付金がある」という電話は詐欺を疑う
公的機関を名乗り、口座番号や暗証番号を聞き出すのは還付金詐欺の手口です。
- 口座番号・暗証番号は絶対に教えない
役所や金融機関が電話でこれらを聞くことはありません。すぐに電話を切ってください。
- 不審に思ったらすぐ相談
最寄りの警察や自治体の消費生活センターに連絡しましょう。
- 相談先
消費者ホットライン（☎188）、
警察相談専用電話（#9110）



2027 (令和9年)

12月 日 月 火 水 木 金 土
 6 7 1 2 3 4 5
 13 14 15 16 17 18 19
 20 21 22 23 24 25 26
 27 28 29 30 31

1 月

2月 日 月 火 水 木 金 土
 7 1 2 3 4 5 6
 14 15 16 17 18 19 20
 21 22 23 24 25 26 27
 28

睦月 (むつき)

日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	31	1 元日 仏滅	2 大安
3 赤口	4 先勝	5 友引	6 先負	7 仏滅	8 赤口	9 先勝
10 友引	11 成人の日 先負	12 仏滅	13 大安	14 赤口	15 先勝	16 友引
17 先負	18 仏滅	19 大安	20 赤口	21 先勝	22 友引	23 先負
24 仏滅	25 大安	26 赤口	27 先勝	28 友引	29 先負	30 仏滅
31 大安						

悪質商法などの相談は
 消費者ホットラインへ ☎188 (いやや！)
 お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター 058-277-1003 岐阜県

災害後に増える「住宅修理トラブル」

事例

ある日、事業者が突然自宅を訪ねてきて「近所で屋根の修理工事をしているが、そこから見るとお宅の屋根瓦がずれている。地震の影響かもしれない。3千円で点検できる」と言われた。ちょうど地震後で屋根への影響が気になっていたため、点検を依頼した。翌日、点検の結果として屋根瓦の写真を見せられ、「このままにすると雨漏りして大きな被害になる」と説明され、屋根工事を強く勧められた。焦ってしまい、結果的に約60万円の契約をしてしまったが、後になって高額だったと後悔しており、できれば解約したいと考えている。

Point

●災害後の「不安をあおる勧誘」に注意

「今すぐ直さないと危険」などと契約を急がせるのは悪質商法の典型です。

●その場で契約しない

工事の必要性や費用は判断が難しいため、必ず複数業者から見積もりを取り、不要ならきっぱり断りましょう。

●困ったらすぐ相談

訪問・電話勧誘で契約した場合はクーリング・オフできることもあります。早めに消費者ホットライン(☎188)へ相談してください。



2027 (令和9年)

1月 日 月 火 水 木 金 土
 3 4 5 6 7 8 9
 10 11 12 13 14 15 16
 17 18 19 20 21 22 23
 24 25 26 27 28 29 30
 31

2月

3月 日 月 火 水 木 金 土
 7 8 9 10 11 12 13
 14 15 16 17 18 19 20
 21 22 23 24 25 26 27
 28 29 30 31

如月 (きさらぎ)

日	月	火	水	木	金	土
31	1 赤口	2 先勝	3 友引	4 先負	5 仏滅	6 大安
7 先勝	8 友引	9 先負	10 仏滅	11 建国記念の日 大安	12 赤口	13 先勝
14 友引	15 先負	16 仏滅	17 大安	18 赤口	19 先勝	20 友引
21 先負	22 仏滅	23 天皇誕生日 大安	24 赤口	25 先勝	26 友引	27 先負
28 仏滅	1	2	3	4	5	6

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ

188 (いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

「遺品整理」事業者選びを慎重に！

事例

亡くなった父の遺品を整理するため、インターネットで検索して見つけた不用品回収業者に電話で依頼した。依頼時には、作業費用はおおよそ20万円程度と説明を受けていたが、実際に作業が終了した後で、最終的な料金は30万円になると言われた。作業前や作業中に詳しい内訳の説明はなく、事前に見積書も交付されていないため、想定より高額な請求に納得できず困っている。

Point

- 必ず相見積もりを取る
遺品整理の内容や料金は業者ごとに異なります。複数の事業者で比較しましょう。
- 契約内容を事前に確認
作業内容・料金・追加費用・解約条件をよく確認し、その場で契約しないことが大切です。
- 許可のある業者を選ぶ
不用品回収は、市町村の許可を受けた業者でなければ違法になるおそれがあります。事前に確認しましょう。
- 困ったときは、お早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。
消費者ホットライン（☎188）



2027(令和9年)

2月 日 月 火 水 木 金 土
7 8 9 10 11 12 13
14 15 16 17 18 19 20
21 22 23 24 25 26 27
28

3月

4月 日 月 火 水 木 金 土
4 5 6 7 8 9 10
11 12 13 14 15 16 17
18 19 20 21 22 23 24
25 26 27 28 29 30

弥生(やよい)

日	月	火	水	木	金	土
28	1 大安	2 赤口	3 先勝	4 友引	5 先負	6 仏滅
7 大安	8 友引	9 先負	10 仏滅	11 大安	12 赤口	13 先勝
14 友引	15 先負	16 仏滅	17 大安	18 赤口	19 先勝	20 友引
21 春分の日 先負	22 振替休日 仏滅	23 大安	24 赤口	25 先勝	26 友引	27 先負
28 仏滅	29 大安	30 赤口	31 先勝	1	2	3

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ

☎188(いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

「光回線の契約トラブル」にご注意！

事例

現在契約している事業者を名乗る相手から電話があり、「利用中の光回線を新しいものに切り替える」と説明された。通常であれば数千円の費用がかかるが、今回は無料になると言われ、費用負担がないなら問題ないと思って了承した。ところが数日後に届いた申込書は、電話で名乗っていた事業者とは異なる会社のもので、室内工事費として約3万円の請求が記載されていた。さらに工事業者から「工事日は明後日に決定している」と連絡が入った。契約先や契約内容が不明確なため、解約したいと考えている。

Point

●電話だけで契約しない

光回線の勧誘では、事業者名・サービス名・連絡先を必ず確認しましょう。

●書面で内容を確認

料金、毎月の支払額、オプション、解約金などは書面で説明を受け、必要かどうか冷静に判断しましょう。

●不要・不明ならきっぱり断る

内容が分からない契約は、その場で応じないことが大切です。

●困ったら早めに相談

消費者ホットライン(☎188)へ相談してください。



2027 (令和9年)

3月 日 月 火 水 木 金 土
 7 8 9 10 11 12 13
 14 15 16 17 18 19 20
 21 22 23 24 25 26 27
 28 29 30 31

4月

5月 日 月 火 水 木 金 土
 2 3 4 5 6 7 8
 9 10 11 12 13 14 15
 16 17 18 19 20 21 22
 23 24 25 26 27 28 29
 30 31

卯月 (うづき)

日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	31	1 友引	2 先負	3 仏滅
4 大安	5 赤口	6 先勝	7 先負	8 仏滅	9 大安	10 赤口
11 先勝	12 友引	13 先負	14 仏滅	15 大安	16 赤口	17 先勝
18 友引	19 先負	20 仏滅	21 大安	22 赤口	23 先勝	24 友引
25 先負	26 仏滅	27 大安	28 赤口	29 昭和の日 先勝	30 友引	1

悪質商法などの相談は
 消費者ホットラインへ **☎188 (いやや!)**
 お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

気をつけよう！「SNSで勧誘される投資話」

事例

SNSのアカウントに、面識のない異性から突然連絡があり、別のSNSでやり取りをしないかと持ちかけられた。数日間メッセージを続けるうちに、暗号資産への投資話を勧められた。国内の暗号資産取引所で自分名義の口座を開設し、日本円を暗号資産に替えた後、指示された海外の暗号資産取引所の口座へ送金し、さらに別の暗号資産へ交換するよう求められ、そのとおりにした。ところが、預けた暗号資産を引き出そうとすると、認証金として追加の支払いを要求され、何度試みても出金できない状態が続いている。これまでの送金額は合計で約500万円に上っている。

Point

- SNSで知り合った相手の投資話は疑う
面識のない相手からの投資の勧誘は、詐欺の可能性あります。
- 暗号資産業者は登録の有無を確認
金融庁に登録のない業者とは取引しないでください。
- 振り込む前に立ち止まる
一度送金すると被害回復は困難です。不安や疑問を感じたら、すぐに相談しましょう。
- 相談先
消費者ホットライン (☎188)、警察相談専用電話 (#9110)



2027(令和9年)

4月 日 月 火 水 木 金 土
4 5 6 7 8 9 10
11 12 13 14 15 16 17
18 19 20 21 22 23 24
25 26 27 28 29 30

5月

6月 日 月 火 水 木 金 土
6 7 8 9 10 11 12
13 14 15 16 17 18 19
20 21 22 23 24 25 26
27 28 29 30

皐月(さつき)

日	月	火	水	木	金	土
25	26	27	28	29	30	1 先負
2 仏滅	3 大安 憲法記念日	4 赤口 みどりの日	5 先勝 こどもの日	6 仏滅	7 大安	8 赤口
9 先勝	10 友引	11 先負	12 仏滅	13 大安	14 赤口	15 先勝
16 友引	17 先負	18 仏滅	19 大安	20 赤口	21 先勝	22 友引
23 先負	24 仏滅	25 大安	26 赤口	27 先勝	28 友引	29 先負
30 仏滅	31 大安					

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ

☎188(いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

「太陽光発電システムの点検商法」にご注意！

事例

突然、事業者が自宅を訪れ、「太陽光パネルの点検が法令で義務となったため、太陽光設備を無償で点検する。パネルが原因の火災事故が増えている。」などと説明された。事業者から「サーモカメラでパネルを確認すると赤く反応しており、今後も太陽光パネルを長く使用するには洗浄とコーティングが必要だ」と言われ、そのまま約40万円の契約を結んだ。後日、インターネットで調べた娘から、だまされている可能性があるので解約するよう助言された。事業者の説明が事実と異なるのであれば解約したい。

Point

●「点検義務化」をうたう勧誘に注意

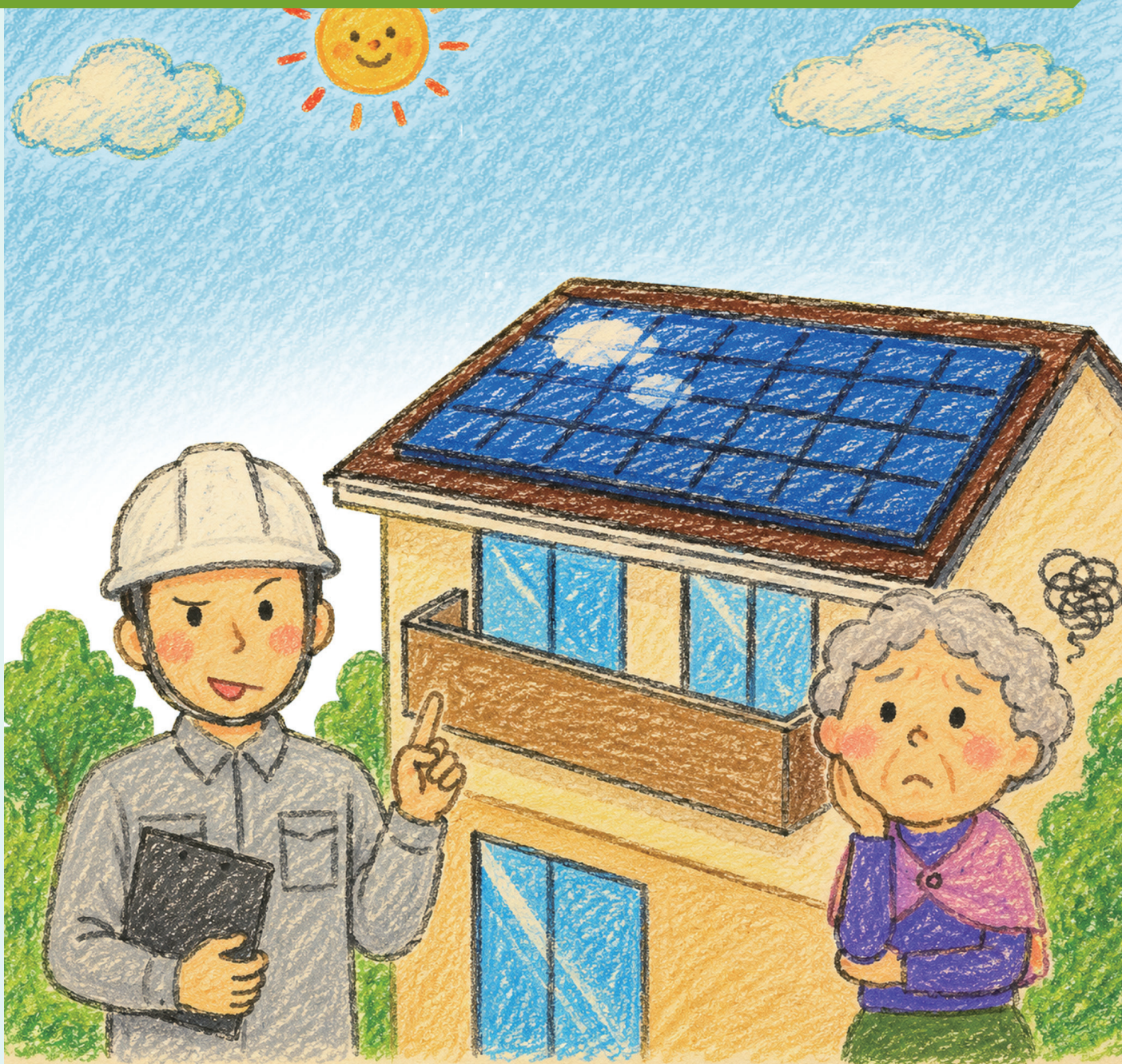
無料点検をきっかけに高額な洗浄や修理契約を迫る手口が増えています。

●その場で契約しない

点検やメンテナンスが必要でも、必ず複数社から見積もりを取り、内容と金額を比較しましょう。

●不安を感じたらすぐ相談

困ったときは消費者ホットライン(☎188)へ相談してください。



2027(令和9年)

5月 日 月 火 水 木 金 土
 2 3 4 5 6 7 8
 9 10 11 12 13 14 15
 16 17 18 19 20 21 22
 23 24 25 26 27 28 29
 30 31

6月

7月 日 月 火 水 木 金 土
 4 5 6 7 8 9 10
 11 12 13 14 15 16 17
 18 19 20 21 22 23 24
 25 26 27 28 29 30 31

水無月(みなづき)

日	月	火	水	木	金	土
30	31	1 赤口	2 先勝	3 友引	4 先負	5 大安
6 赤口	7 先勝	8 友引	9 先負	10 仏滅	11 大安	12 赤口
13 先勝	14 友引	15 先負	16 仏滅	17 大安	18 赤口	19 先勝
20 友引	21 先負	22 仏滅	23 大安	24 赤口	25 先勝	26 友引
27 先負	28 仏滅	29 大安	30 赤口	1	2	3

悪質商法などの相談は
 消費者ホットラインへ **☎188(いやや!)**
 お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

家族や運気の悩みにつけ込む「**靈感商法**」に気をつけて！

事例

雑誌に掲載されていた広告を見て、運気が上がると書かれていた1万円の開運ブレスレットを購入した。その後、販売業者から電話があり、「先祖の供養が十分に行われていないため、このままでは家族に不幸や災いが起こるおそれがある」などと不安をあおる説明を受けた。そして、災いを防ぐためには特別な祈祷が必要だとして、祈祷料として50万円を支払うよう勧められ、言われるがまま支払ってしまった。さらに、その後も何度も電話で勧誘が続き、「追加の祈祷が必要」「さらに効果の高い開運商品がある」などと言われ、高額な祈祷や開運グッズの購入を繰り返し、結果として多額の費用を支払ってしまった。

Point

●不安をあおる勧誘に注意

運気や家族の不幸を強調して不安を高め、契約を迫る手口があります。

●高額なお金で幸せは買えない

お金を払えば運が良くなるということはありません。不安をあおられても、きっぱり断りましょう。

●電話勧誘は契約を急がない

祈祷サービスや商品は、電話勧誘による契約ならクーリング・オフできる場合があります。

●困ったらすぐ相談

消費者ホットライン(☎188)へ相談してください。



2027(令和9年)

6月 日 月 火 水 木 金 土
6 7 1 2 3 4 5
13 14 15 16 17 18 19
20 21 22 23 24 25 26
27 28 29 30

7月

8月 日 月 火 水 木 金 土
1 2 3 4 5 6 7
8 9 10 11 12 13 14
15 16 17 18 19 20 21
22 23 24 25 26 27 28
29 30 31

文月(ふみづき)

日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	1 先勝	2 友引	3 先負
4 赤口	5 先勝	6 友引	7 先負	8 仏滅	9 大安	10 赤口
11 先勝	12 友引	13 先負	14 仏滅	15 大安	16 赤口	17 先勝
18 友引	19 海の日 先負	20 仏滅	21 大安	22 赤口	23 先勝	24 友引
25 先負	26 仏滅	27 大安	28 赤口	29 先勝	30 友引	31 先負

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ

☎188(いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

「ネットの旅行予約」 契約内容は自身でよく確認！

事例

海外の事業者が運営している旅行予約サイトを利用して、海外のホテルを予約したが、都合が変わったため予約をキャンセルした。キャンセル手続きは、サイト上で「キャンセル料無料」と表示されている期間内に行ったにもかかわらず、後日、クレジットカードで宿泊代金が決済されていることに気付いた。その後も代金は返金されず、不安に思い予約サイトの問い合わせフォームから連絡をした。すると、担当者から「カードの引き落とし明細を添付して送付してほしい」との返信があり、指示どおり明細を添付して返信した。しかし、それ以降は問い合わせても返答がなく、メールやサイト上でも連絡が取れない状態が続いている。キャンセル料無料の条件を満たしているはずなので、支払った代金を返金してほしい。

Point

● 予約前にキャンセル条件を必ず確認

旅行予約サイトでは、サイトやプランごとにキャンセル期限や返金条件が異なります。

● 「返金不可」プランに注意

キャンセルできても返金されない場合があります。申込み前に内容をよく確認しましょう。

● サイト運営者の所在地を確認

海外事業者の場合、連絡や交渉が難しいことがあります。日本語対応や連絡先も確認しましょう。

● 困ったら早めに相談

消費者ホットライン(☎188)へ相談してください。



2027(令和9年)

7月 日 月 火 水 木 金 土
 4 5 6 7 8 9 10
 11 12 13 14 15 16 17
 18 19 20 21 22 23 24
 25 26 27 28 29 30 31

8月

9月 日 月 火 水 木 金 土
 5 6 7 8 9 10 11
 12 13 14 15 16 17 18
 19 20 21 22 23 24 25
 26 27 28 29 30

葉月(はづき)

日	月	火	水	木	金	土
1 仏滅	2 先勝	3 友引	4 先負	5 仏滅	6 大安	7 赤口
8 先勝	9 友引	10 先負	11 山の日 仏滅	12 大安	13 赤口	14 先勝
15 友引	16 先負	17 仏滅	18 大安	19 赤口	20 先勝	21 友引
22 先負	23 仏滅	24 大安	25 赤口	26 先勝	27 友引	28 先負
29 仏滅	30 大安	31 赤口	1	2	3	4

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ

☎188(いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

「海外からの不審な電話」にご注意！

事例

ある日、自宅の固定電話に自動音声による電話がかかってきて、「このままでは数時間後に電話が使えなくなる可能性がある」といった不安をあおる内容が流れてきた。音声の案内に従い、「詳しい説明を聞くには『1』を押してください」と言われたため指示どおり番号を押したところ、今度は電話口に出た。その相手から名前と生年月日を確認され、言われるままに答えたが、「その情報では登録が確認できない」と言われ、一方的に電話を切られてしまった。不審に感じて着信履歴を確認すると、海外からの電話番号であることが分かり、不安になった。個人情報伝えてしまったが、今後どのように対応すればよいのか分からず困っている。

Point

- 「+」から始まる電話番号は海外からの着信
心当たりのない国際電話は、詐欺の可能性があります。
- 出ない・折り返さない
怪しい国際電話には応答せず、絶対にかけ直さないようにしましょう。
- 国際電話は利用制限を
利用しない場合は、国際電話の利用休止や着信拒否設定をしましょう。
- 不安なときは相談
消費者ホットライン(☎188)へ相談してください。



日	月	火	水	木	金	土
29	30	31	1 友引	2 先負	3 仏滅	4 大安
5 赤口	6 先勝	7 友引	8 先負	9 仏滅	10 大安	11 赤口
12 先勝	13 友引	14 先負	15 仏滅	16 大安	17 赤口	18 先勝
19 友引	20 敬老の日 先負	21 仏滅	22 大安	23 秋分の日 赤口	24 先勝	25 友引
26 先負	27 仏滅	28 大安	29 赤口	30 先負	1	2

定期購入「返品」だけでは解約になりません

事例

SNSに表示された広告を見て、「初回お試し価格」と書かれていた美容液を注文した。届いた商品を使った後、しばらくしてから同じ美容液が再び送られてきたが、追加注文をした覚えはなかった。そのため、商品が不要であることと解約を希望する旨を記載した書面を同封し、商品を返品した。その後も販売業者から請求書や支払いを求める書類が何度か届いていたが、すでに返品と解約の意思表示はしているため対応する必要はないと思い、そのままにしていた。ところが先日、法律事務所名義で、この請求に関する最終通告のような内容が記載された封書が届いた。すでに商品は手元になく、返送もしているにもかかわらず代金を請求されることに納得がいかず、どのように対応すればよいのか困っている。

Point

- 「安い・お試し」は定期購入に注意
1回だけのつもりでも、実は定期購入だったというケースがあります。
- 返送・受取拒否だけでは解約にならない
正式な解約手続きをしないと契約は続きます。
- 申込み前に最終確認
定期購入の有無、解約条件、支払総額を必ず確認し、表示はスクリーンショットで保存しましょう。
- 困ったら相談
誤認させる表示があれば取消できる場合もあります。消費者ホットライン(☎188)へ相談してください。



2027 (令和9年)

9月 日 月 火 水 木 金 土
 5 6 7 8 9 10 11
 12 13 14 15 16 17 18
 19 20 21 22 23 24 25
 26 27 28 29 30

10月

11月 日 月 火 水 木 金 土
 7 8 9 10 11 12 13
 14 15 16 17 18 19 20
 21 22 23 24 25 26 27
 28 29 30

神無月 (かなづき)

日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	1 仏滅	2 大安
3 赤口	4 先勝	5 友引	6 先負	7 仏滅	8 大安	9 赤口
10 先勝	11 スポーツの日 友引	12 先負	13 仏滅	14 大安	15 赤口	16 先勝
17 友引	18 先負	19 仏滅	20 大安	21 赤口	22 先勝	23 友引
24 先負	25 仏滅	26 大安	27 赤口	28 先勝	29 仏滅	30 大安
31 赤口						

悪質商法などの相談は
 消費者ホットラインへ **☎188 (いやや!)**
 お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター **058-277-1003** 岐阜県

「広告と異なる商品が届くネット通販」にご注意！

事例

国内の有名家電メーカーのロゴが表示されたポータブルファンヒーターを、SNS上の広告で見かけた。「2台同時購入で割引になる」と案内されていたため、2台で約8千円を注文し、代引きで受け取った。広告には「短時間ですぐ暖くなる」と紹介されていたが、実際に使用してもまったく暖くならなかった。不審に思い、その家電メーカーに問い合わせたところ、「当社ではそのようなポータブルファンヒーターは製造しておらず、同様の問い合わせや苦情が多数寄せられている」と説明を受けた。販売サイトに対して返品と返金を希望する連絡をしたが、現在まで返事がなく、代金を返してほしいと思っている。

Point

●販売サイトの信頼性を確認

住所や連絡先の記載があり、実在するかを注文前に確認しましょう。

●極端に安い価格に注意

相場より大幅に安い商品は、偽物や詐欺の可能性あります。

●公式情報で真偽を確認

メーカー・ブランドの公式サイトで正規販売か、注意喚起が出ていないかを確認し、少しでも不安があれば注文しないことが大切です。

●困ったら早めに相談

消費者ホットライン(☎188)へ相談してください。



2027(令和9年)

10月 日 月 火 水 木 金 土
 3 4 5 6 7 8 9
 10 11 12 13 14 15 16
 17 18 19 20 21 22 23
 24 25 26 27 28 29 30
 31

11月

12月 日 月 火 水 木 金 土
 5 6 7 8 9 10 11
 12 13 14 15 16 17 18
 19 20 21 22 23 24 25
 26 27 28 29 30 31

霜月(しもつき)

日	月	火	水	木	金	土
31	1 先勝	2 友引	3 文化の日 先負	4 仏滅	5 大安	6 赤口
7 先勝	8 友引	9 先負	10 仏滅	11 大安	12 赤口	13 先勝
14 友引	15 先負	16 仏滅	17 大安	18 赤口	19 先勝	20 友引
21 先負	22 仏滅	23 勤労感謝の日 大安	24 赤口	25 先勝	26 友引	27 先負
28 大安	29 赤口	30 先勝	1	2	3	4

悪質商法などの相談は
消費者ホットラインへ

☎188(いやや!)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

「警察を名乗る電話」にご注意！

事例

警察を名乗る人物から突然電話があり、「あなた名義の銀行口座が資金洗浄に利用されていることが判明している。すでに逮捕した犯人が、あなたと共謀していたと供述している」などと告げられた。さらに、「通常であれば出頭が必要だが、LINEのビデオ通話で手続きを行えば出頭せずに済む」と言われ、そのままビデオ通話へ誘導された。通話中には警察手帳のようなものを画面越しに見せられ、本物の警察だと信じてしまった。その後、相手の指示に従い、自宅の住所や銀行口座の情報を伝え、本人確認として運転免許証も画面に映して提示した。長時間にわたり通話が続いた後、金銭を指定口座に振り込むよう求められたため、不審に感じて通話を切った。個人情報伝えてしまったことで、今後悪用されないか非常に不安に感じている。

Point

●警察を名乗る電話に注意

「0110」表示や警察手帳の提示で信用させ、個人情報や送金を求める詐欺があります。

●警察はLINEで連絡しない

メッセージやビデオ通話での連絡は警察ではありません。

●いったん切って自分で確認

所属や名前を聞き、電話を切ってから公式な番号で警察に確認しましょう。

●個人情報は絶対に伝えない

少しでも不審に感じたら応じないことが大切です。

●不安なときは早めに相談

消費者ホットライン(☎188)へ相談してください。



2027(令和9年)

日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	1 友引	2 先負	3 仏滅	4 大安
5 赤口	6 先勝	7 友引	8 先負	9 仏滅	10 大安	11 赤口
12 先勝	13 友引	14 先負	15 仏滅	16 大安	17 赤口	18 先勝
19 友引	20 先負	21 仏滅	22 大安	23 赤口	24 先勝	25 友引
26 先負	27 仏滅	28 赤口	29 先勝	30 友引	31 先負	1

『クーリング・オフ』を利用しましょう!!

クーリング・オフ 制度とは

訪問販売や電話勧誘で契約してしまったけれど、解除したい。そんなときにはクーリング・オフの手続きをしましょう。一定期間消費者に契約を考え直す時間を与え、無条件で契約を解除することを認める制度です。

※クーリング・オフをしても連絡がつかなかったり、返金してくれない事業者もあります。契約はよく考えて慎重にするようにしましょう。



クーリング・オフのポイント

- ①契約書を受け取った日を含めて8日以内（内職・モニター商法・マルチ商法は20日以内）に必ず書面で通知します。電子メール等の電磁的方法によることも可能です。
- ②書面（はがきなど）はコピーをして控えを取り、特定記録郵便または簡易書留で送ります。
- ③代金をクレジット払いとした場合は、クレジット会社へも通知します。その場合は、販売事業者名を必ず記載します。

はがきによるクーリング・オフの書面の記入例

販売会社への通知

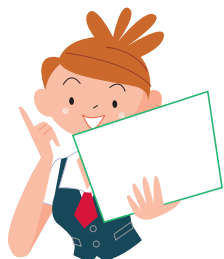
表		裏	
事業者住所	〇〇〇〇〇〇	契約解除通知書 契約年月日 〇〇年〇月〇日 商品名 〇〇〇〇〇〇 契約金額 〇〇〇〇円 販売者 〇〇〇〇株式会社 〇〇営業所 担当者〇〇 上記契約を解除します。 支払済みの〇〇〇〇円を返金し、 商品はお引き取りください。 通知を出した年月日 自分の住所・氏名	
事業者名			
代表者名	様		

クレジット会社への通知

表		裏	
クレジット会社住所	〇〇〇〇〇〇	契約解除通知書 契約年月日 〇〇年〇月〇日 商品名 〇〇〇〇〇〇 契約金額 〇〇〇〇円 販売会社 〇〇〇〇株式会社 〇〇営業所 上記契約は解除します。 通知を出した年月日 自分の住所・氏名	
クレジット会社名			
代表者名	様		

※既払金がある方、商品を受け取っている場合は書き入れます。

※クーリング・オフが適用されない契約もあります。詳しくは消費生活相談窓口にご相談ください。



消費生活相談窓口は、
あなたの強い味方です！

消費者
ホットライン

☎188 (いやや!)

※お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

ホームページを
ご覧ください

消費者トラブルの事例やアドバイスが掲載されています。

岐阜県消費者の窓

検索



環境に配慮した地球に優しい
インキで印刷されています。

発行: 岐阜県環境エネルギー生活部県民生活課 〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1-1
TEL 058-272-8204 FAX 058-278-2889 令和8年9月作成